

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成26年8月22日

香川県監査委員 林 熱
同 鍋嶋 明人
同 山田 正芳
同 十河 直

1 監査対象部局 教育委員会

2 監査対象年度 平成25年度

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 前年度に指導したにもかかわらず、施設使用料の減免項目について所長の決定行為がないものがあった。（屋島少年自然の家）</p> <p>(イ) 平成24年度の行政財産目的外使用に係る管理諸経費について一部計算誤りがあり、追加で徴収する必要がある。（高松西高等学校）</p> <p>(ウ) 証紙について、直ちに消印及び証紙収納簿への登記をしていないものがあった。（義務教育課）</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 月の初日から末日までの全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあった。（高松養護学校）（東部教育事務所）</p> <p>(イ) 住居手当の額は変わらないものの、家賃として認められない駐車料を含めて認定しているものがあった。（東部教育事務所）</p> <p>ウ 支出事務について</p> <p>(ア) 通勤手当が支給されている兼務校への旅費が誤って支給されていた。（坂出高等学校）</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 減免決定行為をしていなかつた項目を追加し、決定行為を行つた。また、規則を改正し、平成26年度から適切に減免を行えるよう改善した。</p> <p>(イ) 平成25年度管理諸経費の納入時に追加徴収した。今後は、計算誤りがないよう十分に確認することとした。</p> <p>(ウ) 直ちに消印するとともに証紙収納簿に登記した。今後、証紙を貼付した書類が提出されたときは、直ちに処理することを徹底する。</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 直ちに戻入手続を行つた。今後は、誤りのないよう関係職員に周知徹底した。</p> <p>(イ) 事実確認後、直ちに届出書の家賃額を訂正した。今後は、契約内容を十分に確認することとした。</p> <p>ウ 支出事務について</p> <p>(ア) 直ちに正当な旅費額を計算し、戻入手続を行つた。今後は、支給誤りのないよう十分に確認することとした。</p>

		とした。
(イ) カーテンレールの修繕について、修繕同により修繕しているが、2者以上から見積書を徴収する必要がある。 (三本松高等学校)	(イ) 今後、修繕を行う場合は、原則として2者以上から見積書を徴収することを徹底する。	
(ウ) 報償費について、支払が約1か月後になっているものがあった。 (観音寺中央高等学校)	(ウ) 今後は、支払遅延が生じないよう、担当教諭と事務部との連携を密にし、執行状況等を確認することとした。	
(エ) 講師に対する謝金及び旅費について、誤って他の人に支払っているものがあった。 (高瀬高等学校)	(エ) 直ちに誤払い分を戻入りし、正当な債権者に支払を行った。今後、外部講師の変更があったときは、必ず担当教諭から事務部へ連絡するよう周知徹底した。	
(オ) 検査手数料について、受付印を押印した日が、請求者が提出した日の約1か月後になっており、支払も遅延していた。 (高松工芸高等学校)	(オ) 今後は、検査を発注する担当教諭と事務部の連携・連絡を密にし、事務処理に遺漏のないよう教職員に周知徹底した。	
(カ) 自家用車使用登録を受けていない職員に自家用車の公務使用を承認しているものがあった。 (小豆島高等学校)	(カ) 今後は、自家用車使用登録を確認した後に使用承認することを徹底する。	
エ 契約について	エ 契約について	
(ア) 一般廃棄物処理業務委託契約について、再委託を禁止していたにもかかわらず、再委託をしているものがあった。 (善通寺第一高等学校)	(ア) 今後、再委託する場合は承認申請を行うことを徹底する。	
(イ) 自主事業活動用品の購入について、購入先の公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団の定款等に根拠がないにもかかわらず、次長を職務代理者とし、私印を押印した請求書が添付されていた。 (屋島少年自然の家)	(イ) 購入先の代表者である公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団の理事長名の押印のある請求書を提出してもらい、支払をするようにした。	
(ウ) 土地の賃貸借契約について、変更契約をするべきところ、当初の契約を取り消し、遡って新たな契約をしていた。 (埋蔵文化財セ	(ウ) 今後、契約を変更する必要が生じた場合は、変更契約により処理するとともに、契約事務について十分にチェックを行うこととし	

	ンター)	
(エ)	重機等賃貸借契約について、本来別に契約するべき消耗品の調達を追加する変更契約を締結していた。 (埋蔵文化財センター)	た。
(オ)	契約書に定める履行保証人の委託業務実施能力等について、確認できていなかった。 (特別支援教育課)	(エ) 今後、本来消耗品として購入すべき物品は、正当な手続により調達する等、適正に処理する。
オ 財産について		(オ) 今後、履行保証人については、書面により業務能力の確認を行うこととした。
(ア)	建物の所在地が、公有財産簿に正しく記載されていないものがあった。 (志度高等学校) (土庄高等学校) (高瀬高等学校)	オ 財産について
(イ)	前任者からの引継ぎに金庫の鍵はなかったにもかかわらず、そのままにしていた。また、金庫をダイヤル番号のみで開閉するなど、管理上問題がある。 (善通寺第一高等学校)	(ア) 飛地にある建物の所在地の記載を、学校の所在地から建物の所在地に修正した。
(ウ)	平成25年度の施設の一時的な使用の許可17件全てについて、使用許可物件の数量や使用料などの記載がない使用許可書を交付していた。 (多度津高等学校)	(イ) 金庫の施錠については、鍵及びダイヤル番号による二重の管理を行うことを徹底した。
(エ)	施設の一時的な使用の許可について、公有財産規則に定める使用許可申請書と異なる申請書で使用許可していた。また、本来の使用者ではないものに使用許可しているものがあった。 (小豆島高等学校)	(ウ) 今後は、施設の一時的な使用に係る使用許可について、財務会計システムによる行政財産使用許可書を交付するよう改めた。
カ 物品について		(エ) 今後は、本来の使用者から規則に定める使用許可申請書を提出するよう徹底する。
(ア)	借入品について、返納していないにもかかわらず返納手続をしたものがあった。また、同借入品について、借入品出納保管簿等の訂正方法も誤っていた。 (善通寺第一高等学校)	カ 物品について
(イ)	劇物の点検時、量の増減があ	(ア) 直ちに返納手続を取り消した。また、借入品出納保管簿に訂正印を押印した。
		(イ) 直ちに劇物出納簿に量の増減

	<p>ものについて、劇物出納簿に事由が記載されていないものがあった。（観音寺第一高等学校）</p> <p>(ウ) 毒劇物出納簿において、現在数量の記載が誤っているものがあった。（高松南高等学校）</p> <p>(エ) 備品の購入について、物品購入伺のないものがあった。（高松商業高等学校）</p> <p>(オ) 毒劇物について、盜難防止のため使用開始前の重量を量るとともに、同一の単位で管理できるよう、毒劇物出納簿の様式を改める必要がある。（三本松高等学校）</p> <p>(カ) リース車両の借入品出納保管簿が作成されていなかった。また、借入品出納保管簿について、品質・規格や備品番号の記載がないものがあった。（埋蔵文化財センター）</p> <p>(キ) 外部記録媒体取扱要領に定める保管責任者の引継ぎができていないものがあった。また、利用予定のないものはリサイクル等を検討する必要がある。（埋蔵文化財センター）</p> <p>(ク) 毒劇物の管理について、毒物劇物危害防止規定に定める在庫量の確認ができていないものがあった。（聾学校）</p> <p>(ケ) 昨年の包括外部監査で指摘されていたにもかかわらず、廃棄したUSBメモリについて、外部記録媒体等保管簿に廃棄記録が記載されていないものがあった。（津田高等学校）</p> <p>キ 任意団体の自主検査について 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、所管す</p>	<p>理由を記載した。今後は、事由を記載することを職員に周知徹底した。</p> <p>(ウ) 直ちに毒劇物出納簿の記載を修正した。今後は、誤記がないよう厳正に管理する。</p> <p>(エ) 今後は、物品購入伺を作成するよう職員に周知徹底した。</p> <p>(オ) 毒劇物の使用量等を重量で表すよう出納簿様式の改正を行い、使用開始前後の重量を量り記入することとした。</p> <p>(カ) 直ちにリース車両の借入品出納保管簿を作成した。また、借入品について、品質・規格や備品番号を記載した。</p> <p>(キ) 直ちに保管責任者の引継ぎを行い、保管簿の整備も行った。また、必要なない外部記録媒体は適切にリサイクルや廃棄処分を行った。</p> <p>(ク) 規定及び報告様式を見直し、点検の方法を明確にするとともに速やかに報告できるよう改めた。</p> <p>(ケ) 直ちに外部記録媒体等保管簿に廃棄記録を記載した。 今後、記載漏れがないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>キ 任意団体の自主検査について 県に事務局を置く任意団体等に対して、無通告による自主検査を実施した。今後は、年2回以上、無通告で自主検査を実施する。</p>
--	---	---

	る5団体について一度も実施できていなかつた。 (保健体育課)	
検討指示事項	行政財産の目的外使用許可を行つて いる胸像に関し、事務の効率化等の観 点から、県が寄付を受けることも含め て検討する必要がある。 (高校教育課) (特別支援教育課)	胸像について、寄附を受けることと した。